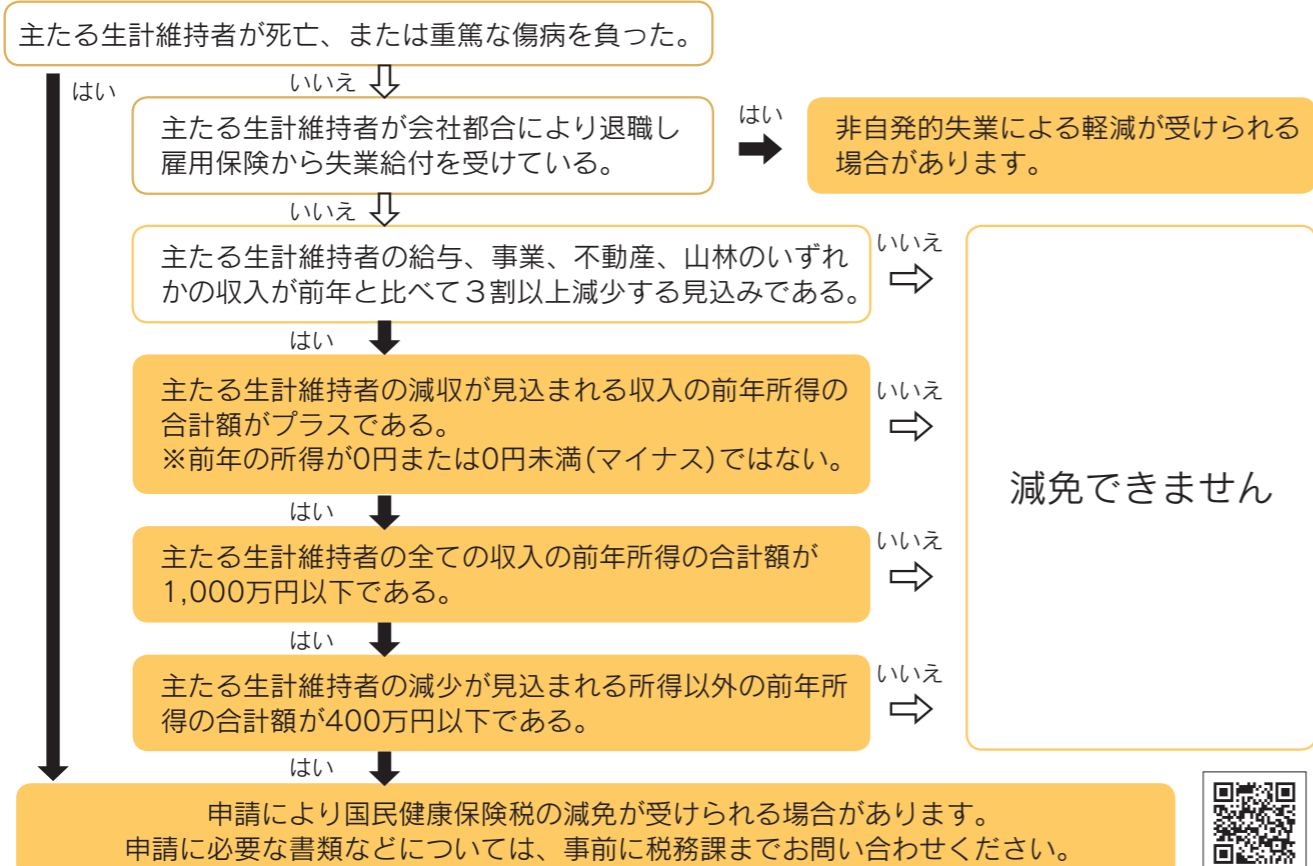


コロナ禍による国民健康保険税の減免

簡易フローチャート



町ホームページ

国民健康保険税の改正

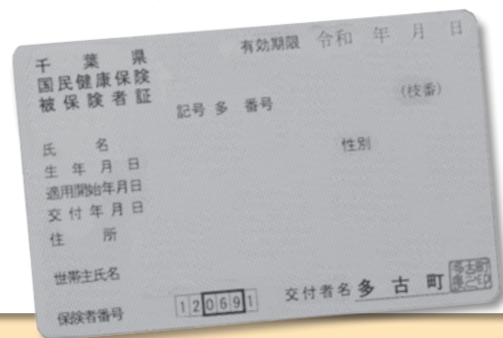
国保会計の厳しい財政状況を踏まえ、令和3年度以降の課税限度額の引き上げを行いました。

○課税限度額の改正

令和3年度の課税分から医療分、介護分にかかる課税限度額が引き上げられます。

課税限度額の改正内容

| 区分 | 改正前 | 改正後 |
|-------|------|------|
| 医療分 | 61万円 | 63万円 |
| 支援分 | 19万円 | 変更なし |
| 介護分 | 16万円 | 17万円 |
| 限度額合計 | 96万円 | 99万円 |



納税通知書の発送

国民健康保険税の納税通知書を7月中旬に送付します。

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入をしていなくても、世帯内に加入者がいる場合は、世帯主宛てに通知書を送付します。

お問合せ ● 税務課課税係 ☎ 76-5402

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯や、収入が減少した世帯は、申請により国民健康保険税の減免が受けられる場合があります。

※「主たる生計維持者」とは、国民健康保険上の世帯主をいいます。

減免の対象となる世帯

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
 - 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業・不動産・山林・給与の収入減少が見込まれ、次のすべてに該当する世帯
 - (1) 令和3年中の事業・不動産・山林・給与収入のいずれかが令和2年に比べて3割以上減少する見込みであること
 - (2) 令和2年の所得の合計額が1,000万円以下であること(0円やマイナスではないこと)
 - (3) 収入の減少が見込まれる所得以外の令和2年所得の合計額が400万円以下であること
- ※3割以上減少することが見込まれる収入における令和2年中の所得が0円もしくはマイナスの場合は、減免の対象となりません。

減免額

- 1 に該当する場合 → 全額減免
- 2 に該当する場合 → 対象保険税額(A×B)÷Cに減免割合(D)をかけた金額を減免
 - A: 世帯の被保険者全員について算定した保険税額
 - B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入における令和2年の所得額(減少が見込まれる収入が2つ以上ある場合はその合計額)
 - C: 世帯の主たる生計維持者と被保険者全員の令和2年の所得の合計額

D: 減免割合

| 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額 | 減免割合(D) |
|-----------------------|---------|
| 300万円以下 | 10分の10 |
| 400万円以下 | 10分の8 |
| 550万円以下 | 10分の6 |
| 750万円以下 | 10分の4 |
| 1,000万円以下 | 10分の2 |

※世帯の主たる生計維持者が事業などを廃止、失業した場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部が減免となります。

申請方法

税務課窓口にて申請。※減免に該当と思われる方は下記のお問合せ先へ事前にご連絡ください。

申請期限

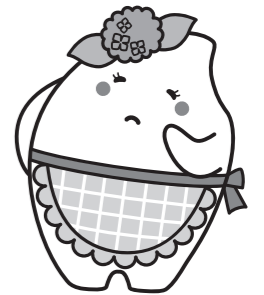
令和4年3月31日まで

介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免

国民健康保険税と同様に感染症の影響により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、一定の要件に該当する方は、申請により減免が受けられる場合があります。

お問合せ ● 国民健康保険税・介護保険料 ⇒ 税務課課税係 ☎ 76-5402

後期高齢者医療保険料 ⇒ 住民課国保年金係 ☎ 76-5405



●減免の対象となる保険税

令和3年度分の保険税のうち令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。